

種別	質問	回答	回答日
契約関係	要支援認定で居宅に委託しているケースで総合事業対象者の場合、新たに居宅との委託契約を結ぶ必要があるのか？	対象者が介護予防・生活支援サービス事業のみの利用の場合には、介護予防サービス計画の提供ではなく、介護予防ケアマネジメントになります。 そのため、居宅介護支援事業所との契約が「介護予防サービス計画の委託」であれば、変更契約の必要があります。	2月22日
その他	地域包括支援センターのケアマネが担当していた要支援者は、今までどおり地域包括支援センターのケアマネが担当で変わらないか。	変わりありません。	2月22日
契約関係	変更契約は、保険者が「郡山市」の方のみで良いか。	保険者が郡山市の者および、他自治体の被保険者で住所地特例で郡山市に在住する者です。	2月22日
その他	避難されている「富岡町」の方の対応はどうしたら良いか。	富岡町が総合事業移行前は、富岡町の要支援1・2の被保険者へは、介護予防訪問(通所)介護のサービスを提供することになります。 移行後は、富岡町の制度に倣います。  ※富岡町の総合事業移行は、平成29年4月。H28.2.3 富岡町確認	2月22日
契約関係	3月31日までに新規契約の場合は、新しい契約書（訪問型サービス）を使用するのか。	用語を読み替えられる契約書を使用することが望ましいと考えます。 例)「平成28年4月1日以降、介護予防訪問介護サービスは、訪問型サービスと読み替えるものとする」といった条文を入れる。	2月22日

種別	質問	回答	回答日
その他	居宅事業所への説明も包括からするのか?	H28. 1. 25午前に、居宅介護支援事業所向けの説明会を開催しました。 また、H28. 1. 26に要支援者向け通知チラシを居宅介護支援事業所へも発送しました。 ただし、ケアマネジメント等の説明は居宅介護支援事業所へは行っていないので、ケアマネジメントの委託の際にお願いします。	2月22日
契約関係	利用者との契約：総合事業(介護予防ケアマネジメント?)は、「地域包括支援センター」・「指定介護予防支援事業所」としての契約か?	H28. 2. 2 県高齢福祉課(経由で厚生労働省)再度確認の結果、予防プランは「指定介護予防支援事業所」として作成 介護予防マネジメントは「地域包括支援センター」として作成します。 そのため、サービス利用者別一覧表を一部修正しました。	2月22日
契約関係	郡山市との契約：介護予防マネジメントの契約は、「地域包括支援センター」か? 「指定介護予防支援事業所」か?	現行の運営委託契約と同じ、契約の相手方は経営母体です。  ※国通知「地域包括支援センターの設置運営について」の改正により、第1号介護予防支援事業(介護予防・生活支援サービスのみの利用者への介護予防マネジメント)も地域包括支援センターの業務として明記されたので、本市の運営に関する要綱も併せて改正します。	2月22日
契約関係	契約書の雛形について、先行市町村(伊達市)などの例を示してほしい。 契約書の様式を包括ごとにはばらばらではなく、市で統一したほうがよいのではないか。	作成し、提示します。←契約書等様式の統一は行いませんが、2月下旬に各地域包括支援センターへ例示を送付しました。	2月22日
住所地特例	住所地特例者が新規で要支援認定を受けた場合、ケアプラン届は保険者の市町村に出すのか? 郡山市(地域包括ケア推進課)に出すのか?	H27. 2. 27国発出の住所地特例者の処理に従い、郡山市(地域包括ケア推進課)に提出します。	2月22日

種別	質問	回答	回答日
ケアプラン関係	総合事業対象者はケアプラン届が必要か?現行の様式を使用するのか?	事業対象者の「介護予防マネジメント届」も必要となります。現在、規則で様式を制定中です。	2月22日
対象者	一度「事業対象者」となると、認定期間が経過しない限り、対象者であることは辞退できないのか?(例:いきいきデイに行っている方が「事業対象者」となり、通所型サービスor訪問型サービスを利用したが、やはり「いきいきデイを利用したい」と言った場合、どのように対応するべきか?)	現時点では想定しておりません。 チェックリスト実施前に、本人との話し合いを行っていただくようになります。	2月22日
対象者	通所型サービスを利用希望者で、過去に非該当認定者については、4月以降に再度要支援・要介護申請が必要か?または、チェックリストでそのまま「事業対象者」とできるか?	平成28年3月31日までの非該当認定者は、再度要支援・要介護申請が必要です。 平成28年4月1日以降の非該当認定者は、概ね3ヶ月以内であれば、申請せず、チェックリストで、そのまま「事業対象者」とできるよう検討中です。	2月22日
対象者	2号被保険者も総合事業に移るのか。	「介護予防訪問(通所)介護サービス」が総合事業の「訪問型(通所型)サービス」になります。2号被保険者は要支援1・2の認定を受けていなければ、総合事業の「訪問型(通所型)サービス」を利用することができません。	2月22日
サービス	介護保険料に滞納がある人は、総合事業のサービスを利用できるのか。	利用できます。	2月22日
総則	単独生保 2号被保険者にならない40~65歳の生保受給者は、事業対象者となり得ないのか?	要支援1~2と認定されることが必要となります。	2月22日
総則	要支援1・2の区分はなくなるのか。	なくなりません。法律等の改正がない限りは継続します。	2月22日

種別	質問	回答	回答日
一般介護予防事業	一般介護予防事業の教室勤奨方法は従来通りか？	3月の地域包括支援センター保健師部会にて通知予定です。	2月22日
サービス	訪問型サービスCの対象者抽出方法は何かあるのか？	3月の地域包括支援センター保健師部会にて通知予定です。	2月22日
ケアプラン関係	暫定プランの人の取り扱いはどうなるか。	現行の暫定プラン作成マニュアルに従うこととします。	2月22日
サービス	訪問介護に関して、現在は旧ヘルパー2級以上の資格が必要だが、NPOやボランティアが要支援者の訪問に入れるようになると、無資格者でも掃除や買い物等の訪問介護ならできるようになるのか。	現時点では未定です。 NPOやボランティアによるサービスについては、来年度以降、その内容や基準等についても併せて検討することとします。	2月22日
住所地特例	住所地特例に当たっての他市町村との調整は、各包括で対応するべきか？	H27.2.27国発出の住所地特例者の処理に従い、他市町村の地域包括支援センターとの引継等は包括でお願いします。 ただし、「事業対象者」と認定された場合の保険者(自治体)への通知は郡山市で行います。	2月22日
サービス	要支援2の認定を受けている人が通所型サービスを利用する場合、週2回利用として月額利用料が設定されている。利用者によっては、週1回のみ利用している者がいる。1回の利用であっても2回利用者と請求金額が同額となっているので、要支援2の利用者が総合事業として通所型サービスを利用する場合、週1回程度利用として利用料の設定はできないものか？	現行では設定しておりません。	2月22日
請求	須賀川市のケアハウスに住んでおり、住所は郡山市。ケアハウスの通所を利用して、支援1の認定。4月からの請求はどうなるか？	現行で、「介護予防通所介護」の請求なら、介護予防・生活支援サービス事業の「通所型サービス」となります。「介護予防特定施設入居者生活介護費」等の請求なら、現行どおりの請求となります。	2月22日

種別	質問	回答	回答日
ケアプラン関係	介護予防ケアマネジメントの委託について：介護予防サービス計画は法律で受託できる居宅の要件が定められているが、ケアマネジメントはどうなのか？	H28. 1. 26 県高齢福祉課確認の結果、国では介護予防ケアマネジメントの要件について提示はしていないが、介護予防サービス計画に準用するのが妥当であろうとの見解でした。本市でもそのように運用予定です。	2月22日
請求	支払方法について、下記のとおりでいいのか？ ○デイサービス・ヘルパーのみの利用→総合事業通所型(明細書様式第2の3) ○デイサービスと福祉用具貸与の場合→介護予防通所介護(明細書様式第2の2)	郡山市居住の被保険者および郡山市居住の住所地特例者は、左記どちらの場合も、通所型(訪問型)サービスとして請求(明細書様式第2の3を使用)となります。	2月22日
認定	現在要支援認定を受けていて、認定期間満了日がH28. 4. 1以降の方は、認定の見直しがかかるのか？	現行どおり更新申請等を行います。	2月22日
総則	平成28年4月以降に、介護予防サービスと総合事業を利用する方と、総合事業サービスのみを利用される方では、申請の流れで要介護認定と基本チェックリストで区別され、請求方法も変わるのか？資料のとおりだと介護予防サービスと総合事業を利用する方は自動的に支援1・2になり、総合事業サービス利用の方は、自動的に総合事業対象者となるのか？	総合事業サービスのみ利用でも、要支援1・2の認定を受けることは可能です。利用の流れ図が誤解を招く表記だったため、一部修正しました。	2月22日
事業所指定	みなし指定事業所が、みなしでの指定を断ることはできないか。	平成27年3月に介護保険課管理係から、介護予防訪問介護・介護予防通所介護を行っている事業所へみなし指定の確認を行っております。平成27年3月31日までに、みなし指定不要の申出書を提出した事業所のみ、みなし指定を受けておりません。 そのため、既にみなし指定を受けている事業所が、現時点でみなし指定を辞退することはもうできません。 もし、介護予防・日常生活支援総合事業を行いたくない場合は、廃止届が必要ですが、その場合、本市において要支援認定を受けている被保険者へもサービス提供はできません。	2月22日

種別	質問	回答	回答日
事業所指定	指定更新について、平成30年3月31日までは「介護保険課」、「地域包括ケア推進課」の双方に更新の書類を提出するのか。	<p>介護保険課へ提出するのは「居宅サービス事業所」「介護予防サービス事業所」「地域密着型通所介護(介護予防)サービス事業所」の指定に係る更新届です。</p> <p>地域包括ケア推進課へ提出するのは、「介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供事業所」の指定に係る更新届です。</p> <p>平成30年3月31日までは「介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供事業所」の指定更新はないため、介護保険課への提出のみと考えられます。</p> <p>(ただし、指定申請内容に変更等が生じた場合は、両課に変更届の提出が必要です。)</p>	2月22日
事業所指定	指定の更新の様式は、「介護保険課」と「地域包括ケア推進課」では同じものか。	<p>「介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供事業所」の指定申請書は、現行の「居宅サービス事業所」や「介護予防サービス事業所」等の指定申請様式とは異なります。</p> <p>現在、規則にて様式を制定中です。</p>	2月22日
事業所指定	みなし指定は、平成30年3月31日以降、須賀川市や富岡町(被災者)などの要支援者の利用者がいる場合、各自自治体への申請は必要か。	必要となります。	2月22日

種別	質問	回答	回答日
サービス	通所型サービスにおいて、要支援の認定を受けている方のみサービスを提供し、基本チェックリスト該当になった方(事業対象者)にはサービスを提供しないという対応は可能か？	現行の制度では不可能です。	2月29日
一般介護予防事業	今後一般介護予防事業はどのようなになるのか？	3月の地域包括支援センター保健師部会にて通知予定です。	2月29日
一般介護予防事業	「おたっしゃアンケート」の実際は？	3月の地域包括支援センター保健師部会にて通知予定です。	2月29日
ケアプラン関係	介護予防サービス計画と介護予防ケアマネジメントの違いは？	介護予防サービス計画は、介護予防サービスを利用する要支援者のケアプランで、介護予防ケアマネジメントは、「介護予防・生活支援サービス」を利用する要支援者及び事業対象者のケアプランです。	2月29日
その他	定款変更について、当社の定款には下記のとおり記載しているが、予防という言葉を使用していないので、変更は不要か？  1 訪問介護事業 2 通所介護事業 3 前各号に付帯する一切の業務	「訪問介護事業」だと、要介護者の訪問介護と要支援者の介護予防訪問介護を指すので、「介護保険法に基づく第1号訪問事業」という用語が必要です。  1 <del>介護保険法に基づく</del> 訪問介護事業及び <del>介護保険法に基づく</del> 第1号訪問事業 2 <del>介護保険法に基づく</del> 通所介護事業及び <del>介護保険法に基づく</del> 第1号通所事業 3 前各号に付帯する一切の業務	2月29日→ 3月16日一部修正
サービス	医療系居宅サービスと併せて利用した場合、訪問型サービスは医療費控除の対象となるのか？	現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護から移行するサービスについては、対象となります。 (国税庁ウェブサイトより)	2月29日
サービス	今までに作成されていた <del>介護予防訪問(通所)</del> 介護計画書について、4月以降の分は、訪問型サービス計画書として再作成が必要か？	変更契約にて読み替えを行ってれば、計画書についても適用されると考えますので、再作成の必要はありません。 新規契約や計画見直し等で新たに計画書を作成する場合は、「訪問型( <del>通所型</del> )サービス計画書」で作成ください。	2月29日

種別	質問	回答	回答日
対象者	総合事業対象者について認定期間が24ヶ月となっているが、認定期間満了時、どのような方法や手順等で更新もしくは非該当の判定が行われるのか？	満了時に、再度、「郡山市介護予防・日常生活支援総合事業対象者確認申請書」の提出及び「基本チェックリスト」を実施し、点数により判定します。 事業対象者と判定されれば更新となり、そうでなければ非該当となります。	2月29日



種別	質問	回答	回答日
契約関係	変更契約書の書式例があるが、県内に事業所が多数あるため、郡山市のみ一斉4月から移行するが、他は更新に合わせて移行し、その際契約書をとりかわすことになっているので、郡山(当事業所)も変更契約書でなく、新しい契約書(総合事業)でのとりかわしでいいかどうか。	問題ありません。	3月16日
契約関係	地域包括支援センターにおいて利用者と契約を交わす場合に、契約書の様式を(介護予防・日常生活支援総合事業対応の)新様式にしたので、全ての利用者について契約を新様式で結び直さなければならないのか？	契約に基づきサービス提供となりますので、契約書に記載のないサービスを提供するのでなければ、結び直さなくても問題はないと考えます。	3月16日
契約関係	地域包括支援センターにおいて利用者と契約を交わす場合に、押印する印鑑はどの(地域包括支援センターもしくは指定介護予防事業所)印鑑か？	契約の当事者印を押印します。(当事者が地域包括支援センターなら地域包括支援センター印、指定介護予防支援事業所なら指定介護予防事業所印)	3月16日
その他	介護予防・日常生活支援総合事業に関するサービスの苦情受付窓口はどこか？	福島県国民健康保険団体連合会及び郡山市地域包括ケア推進課となります。	3月16日
その他	サービス請求コード中、訪問型サービス・通所型サービスの表に「回数」毎のコードがあるが、これはどういった場合に使用するのか？	国で提示はしておりますが、郡山市においては、平成28年度は現行どおり包括請求としますので、回数毎のコードは使用しません。	3月16日